

参考配布

平成 29 年 4 月 21 日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

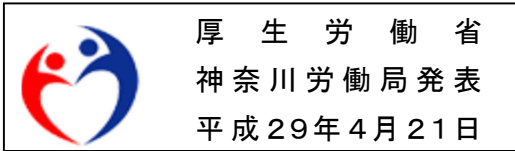
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、神奈川県労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、神奈川県労働局が配布した資料です。



厚生労働省
神奈川労働局発表
平成29年4月21日

担 当	神奈川労働局
	職業安定部 需給調整事業課 課長 柳田 進一 課長 補佐 沼野 柄也 主任需給調整指導官 寶 和代 電話 045-650-2810 FAX 045-650-2880

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

神奈川労働局（局長：姉崎 猛）は、本日下午記のとおり、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称 有限会社結城工業
代表者の職氏名 代表取締役 澤田 久男
事業所の所在地 福島県いわき市植田町本町二丁目6番14号
届出受理番号 特07-301162(平成27年1月15日届出受理)

第2 処分内容

労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり)
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
(労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり)

第3 処分理由

有限会社結城工業は、派遣元事業主(7事業者)から派遣された労働者を、神奈川県横浜市内で製造業を営むA社に供給し、A社の指揮命令により製缶溶接業務に従事させ、少なくとも平成27年12月21日から平成28年11月30日までの間、延べ3,282人日にわたり、いわゆる違法な「二重派遣」を行っていた。(別添「事案の概要図」参照)

また、有限会社結城工業は、個人外注と称するが実態は労働者として使用する8名

を、A 社が施工する大型発電設備の据付工事現場へ派遣し、A 社の指揮命令の下で配管溶接業務に従事させ、少なくとも平成 28 年 7 月 27 日から平成 28 年 11 月 30 日までの間、延べ 562 人日にわたり、労働者派遣法第 4 条で禁止する建設業務に派遣した。

第 4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成 29 年 4 月 22 日から同年 5 月 21 日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第 5 労働者派遣事業改善命令の内容

1 全ての契約を対象として、これらが労働者派遣法及び職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検にあたっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

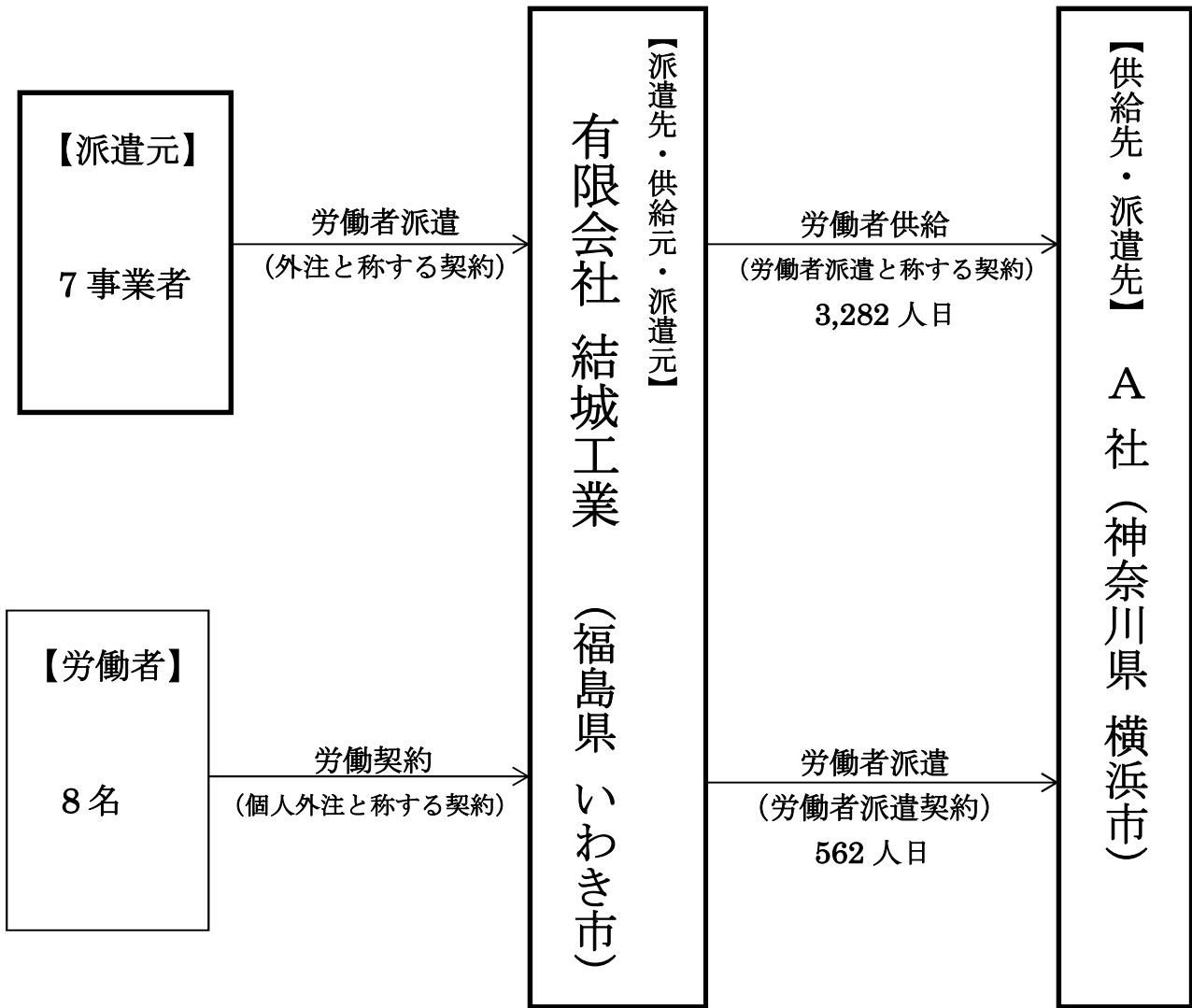
- ① 職業安定法第 44 条（労働者供給事業の禁止）
- ② 労働者派遣法第 4 条第 1 項（適用除外業務）
- ③ 同法第 26 条第 1 項（契約の内容等）
- ④ 同法第 41 条（派遣先責任者）
- ⑤ 同法第 42 条第 1 項及び第 3 項（派遣先管理台帳）

2 上記の「第 3 処分理由」に係る労働者派遣法及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令の規定に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

* 労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添をご参照ください。

事案の概要図



○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（適用除外業務）

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

（契約の内容等）

第 26 条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第 29 条の2において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

（派遣先責任者）

第 41 条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
 - イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）
 - ロ 当該派遣労働者に係る第 39 条に規定する労働者派遣契約の定め

- ハ 当該派遣労働者に係る第 35 条の規定による通知
- ニ 第 40 条の2第7項及び次条に定める事項に関する事。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関する事。

(派遣先管理台帳)

第 42 条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第 40 条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行った日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

2 (略)

3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第 49 条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第 23 条第3項、第 23 条の2及び第 30 条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律 第 73 号）（抄）

（特定労働者派遣事業に関する経過措置）

附則第6条 この法律の施行の際現に旧法第 16 条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して3年を経過する日までの間（当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第 13 条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

5 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第三章第四節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○職業安定法（昭和 22 年法律 第 141 号）（抄）

（労働者供給事業の禁止）

第 44 条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。